

柱上変圧器における不適切事案に関する
コンプライアンス委員会の調査結果について

2025年2月3日
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

過去、柱上変圧器における不適切な取扱いがあったことが、コンプライアンス相談窓口への相談を契機に判明しました。

その後、関西電力送配電にて速やかに事実関係を確認し、改善策を講じるとともに、関西電力のコンプライアンス委員会において、外部の客観的な視点から検証することとしました。

[\(2024年10月1日お知らせ済み\)](#)

関西電力は、同委員会から柱上変圧器における不適切事案に関する調査報告書を受領しました。同委員会による調査の結果、判明した事実関係等は、別添のとおりです。

過去において、柱上変圧器における不適切な取扱いを行ったことにより、お客さまや社会の皆さまにご心配をおかけしたことについて、改めてお詫び申し上げます。

なお、今後も引き続き、再発防止に責任をもって取り組んでいくにあたり、経営管理の責任の所在を明らかにするため、本件に関係する役員等について厳正に対処します。

当社グループは、このような事案を発生させたことを真摯に受け止め、PCBを含有する機器の厳格な管理および廃棄物の適切な処理をはじめとする環境法令の遵守をより一層徹底します。

加えて、本件が起こったメカニズムを支えた行動原理や組織風土を是正すべく、コンプライアンスの取組みに終わりはないという認識を改めて持ち、再発防止にグループを挙げて全力を尽くしてまいります。

以 上

添付資料①：柱上変圧器における不適切事案（関西電力コンプライアンス委員会 調査結果等）

添付資料②：役員の報酬減額等について

柱上変圧器における不適切事案

(関西電力コンプライアンス委員会 調査結果等)

関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

2025年2月3日



1. 調査の経緯
2. 調査の体制等および調査結果の概要
3. 調査の主要なポイント
4. 本件が起こったメカニズム
5. 原因分析
6. 再発防止策の提言
7. 結語
8. 提言を踏まえた会社としての再発防止策

○2023年11月に関西電力コンプライアンス社外相談窓口で、相談を受付。

○関西電力送配電は、外部弁護士を起用して調査を進め、結果、以下の事実が判明。

- ①1998年頃には、修理再使用した変圧器の一部に国が定める低濃度PCB基準値を超過するものがあることを把握しながら、調査等の適切な対応を取らなかったこと
- ②2019年、前年の台風21号の影響で漏洩した絶縁油の分析結果（低濃度PCB基準値を超過）について、過去から超過するものがあることを把握していたにもかかわらず、このタイミングで発覚したとの説明を国や大阪府等へ行っていたこと
- ③上記②については、特定の配電部門の長（現役員）の指示により行われていたこと

○当該調査報告書を、関西電力コンプライアンス委員会は、2024年9月24日に受領。

○その結果を踏まえ、2024年10月1日に関西電力送配電にてプレス。

○関西電力では、関西電力送配電分社化前の配電部門のみならず、環境・調達部門も調査対象に加え、一連の事実経緯について客観的な調査を行い、当該調査結果を踏まえ、背景・原因の解明とともに、再発防止を含めて全体総括を行うこととしたもの。

■ 調査の体制等

体制：関西電力コンプライアンス委員会 菊地 伸 委員長、松山 遙 委員
および両弁護士の所属事務所の弁護士 7 名 計 9 名

期間：2024年9月～2025年1月

調査項目：①分社化以前も含めた事実関係の調査
②原因分析、再発防止策

方法：関西電力送配電から受領した調査報告書の確認ならびに調査対象資料の引継ぎ、
関係資料の調査および関係者に対するヒアリング調査

ヒアリング人数：31名

■ 調査結果の概要

- 関西電力では、少なくとも20年以上前から、修理再使用柱上変圧器の絶縁油に基準値を超えるPCBが混入している可能性があることを認識しながら、長年にわたり当該事実を開示せず、修理再使用方式を継続してきた。
- 2018年9月の台風21号被害により、顧客敷地内の柱上変圧器からの漏油事故が発生してPCB混入の事実が発覚した際に、あたかも初めてPCB混入の事実を把握したかのように対外説明をした。

3. 調査の主要なポイント（1 / 4）

主要なポイント	前回公表時（2024.10.1）	今回公表（2025.2.3）
経営責任者等の関与	<ul style="list-style-type: none">➤ 配電部門の長が、過去から把握していた事実については隠したほうがよい旨の発言をして、台風21号による大阪府内での電柱倒壊をきっかけにPCB含有を初めて把握したというストーリーが構築された。➤ 託送料金審査等においてもこのストーリーに基づく説明が行われた。過去からPCB含有修理再使用変圧器の存在を把握していた役員は、事実と異なる説明を黙認した。	<ul style="list-style-type: none">➤ 1998年、当時の社長にPCB処理方針を説明した際、社長から「社会的合意形成をどのように取り付けるか十分に検討すること」、「経済性があるのは良いことだが、この問題は経済性で行うのではなく、社会的責任として行うものである」とのコメントがされた。➤ 同年10月、配電、調達、環境の3部門の部長による会議において、修理の取りやめについては、影響度が大きいので修理継続について不退転の決意でのぞむことが確認された。➤ 2002年、当時の社長に修理済柱上変圧器の取扱いについて説明した際、社長から「修理済柱上変圧器の取扱いを検討する上で現状の油分析は即すべき」との指示があり、この指示内容は調達、環境部門も認知していたにもかかわらず、配電部門は僅か12台の検査を行い、基準値超過が無いことを確認するのみで、当初予定されていた約250台という規模のサンプリング調査は実施されず、修理再使用方式が継続された。➤ 2002年当時の背景として、ヒアリング結果及び関係資料によると、当時、全社的に、とりわけ送配電部門に対し、大幅なコスト削減の指示がなされており、コスト増に繋がる修理再使用方式の中止提案は難しかったと推察される。

主要なポイント	前回公表時（2024.10.1）	今回公表（2025.2.3）
<p>関与していた組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基準値を超過するPCB含有修理再使用変圧器の存在を過去から把握していた事実は、配電部内においても極めて限定的な範囲にとどまっていたと考えられ、配電部外への伝達の実実は認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 配電、調達、環境部門は、1990年代以降、合同会議体において協議していた。 ➤ 2002年以降は環境部門が配電部門に対して修理再使用方式の継続に関して問題提起している場面も多いが、職責を果たすには至っていなかった。 ➤ 環境部門としては、最終的な責任者は配電部門であるという意識が強く、過度に口を差し挟まない、責任を引き受けられないという風土があったようにも見受けられる。

3. 調査の主要なポイント（3 / 4）

主要なポイント	前回公表時（2024.10.1）	今回公表（2025.2.3）
法令違反の可能性	<ul style="list-style-type: none">➤ 電気事業法、廃掃法およびPCB特措法等の関係法令について、これまでの調査では現時点で具体的な違反事例は確認できていないがコンプライアンス上、不適切である。	<ul style="list-style-type: none">➤ 相当割合の柱上変圧器が電技基準（電気事業法）を満たさない状態で出荷（再使用）されたものと推察され、電技基準違反に該当していた可能性が高い。➤ 不再用品として処理された修理再使用柱上変圧器の一定割合については、廃掃法に違反していた可能性がある。

主要なポイント	前回公表時（2024.10.1）	今回公表（2025.2.3）
<p>その他コンプライアンス上、不適切な行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 修理再使用変圧器の一部に、基準値を超過するものがあることを把握しながら、調査等の適切な対応をとらず、早期に是正できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 修理再使用方式を継続するため、サンプリング調査において、これまでの説明と整合しない結果が判明していたにもかかわらず、調査結果の存在をあえて無視・軽視した。 ➤ 加えて、サンプリング調査をしないように周知徹底した。 ➤ また、不都合な調査結果については、監督官庁等に対し報告・説明しなかった。

(1) PCB規制を踏まえた処理計画の立案・実施の困難さ

- ・関西電力が、頑なに修理再利用方式を継続した背景には、修理再使用を取りやめた場合に処理しなければならないPCB汚染物が増加し、全社的なコスト削減の強い要請に反して処理コストが増加すること、及び保管場所を確保できなくなることという事情があった。

(2) 「修理再使用方式」を正当化するための不適切な対応

- ・関西電力は、修理再使用柱上変圧器も、修理工程を終えて新たに電路に施設する時点ではPCBが検出されない以上、電技基準に抵触しないという論理構成で修理再使用方式を正当化した。
- ・経年後の修理済柱上変圧器の絶縁油からPCBが検出されないように、なるべくサンプリング調査を実施しないように周知徹底していた。

(3) 行政等に対する虚偽説明および過去記録の秘匿

- ・関西電力は、経年後の修理再使用柱上変圧器の絶縁油からPCBが検出されたというデータを、監督官庁等に対して説明しないという方針を貫いていた。
- ・これは意図的な不説明であるとともに虚偽説明に近い。また、事実を秘匿してきたことが露見しないよう、虚偽のストーリーを構築した。

(4) 「修理再使用方式」を早期に中止しなかったことにより生じた不適切・不適法な対応

- ・相当割合の柱上変圧器が電技基準に違反する状態で出荷（再使用）されたものと推察され、電技基準違反に該当していた可能性が高い。

■ 本件が起こったメカニズムを支えた行動原理・組織風土

(1) PCB規制に関するコンプライアンス意識の弱さ

- ・PCB規制は厳格に過ぎるという意識から、将来的に規制緩和されるのではないかという期待を生み、修理再使用方式の中止についてもできる限り先送りしようという対応につながった。

(2) コンプライアンスより業績（コスト削減）を優先する意識

- ・PCBに関するコンプライアンスよりもコスト削減を優先するという意識（組織ルールによる縛り）が強かった。

(3) 正当化論理（便法）の構築

- ・修理再使用方式を正当化するための論理（便法）を構築し都合の悪い情報を無視・軽視していた。
- ・自らの不適法・不適切な行為を正当化するという行動原理・組織風土は、過去の不祥事に共通して見られる。

(4) 監督官庁・地方自治体等に対して正しく情報開示するという姿勢の欠如

- ・正しい情報を開示すると修理再使用方式が認められなくなる可能性が高いことを認識し、地方自治体や監督官庁等へ正しい情報開示を行わないことで、なんとか修理再使用方式を継続させようという姿勢が顕著であった。

(5) 消極的縄張り主義

- ・環境部門としては、配電部門の対応に関して問題提起はするものの、最終的な責任者は配電部門であるという意識が強く、過度に口を差し挟まない、責任を引き受けないという風土があった。

(1) 法令遵守を第一とする企業理念の徹底

- ・規制が厳格に過ぎる・不合理だと感じたとしてもひとたび規制として施行された以上、ルールを遵守しなければならないという意識を徹底することが重要。

(2) 都合のよい正当化論理（便法）を許容しない仕組み（2線・3線の関与強化）

- ・改めるための取組みについては、社長を議長とする「組織風土改革会議」を中心として全社を挙げて取り組んでいるところであるが、より一層の真剣さをもって取り組む必要。
- ・2線である環境部門や法務・コンプライアンス部門がより積極的に関与するべき、更には3線である内部監査部門も関心を持って監査するべき。

(3) 正しい行政説明・開示のための意識改革・仕組み

- ・可能な限り2線（法務・コンプライアンス部）が関与して、内容の正確性を検証する仕組みを構築することも検討。
- ・記録・データについては、全社的に管理し、個人や一部門が勝手に廃棄できないシステム構築をすることも有益。

(4) 内部通報の活性化

- ・今後も従業員に安心して内部通報制度を利用してもらえるよう、このような内部通報を経営サイドとして歓迎していることを発信し、更なる内部通報制度の活性化を図ることが重要。

- ・本事案は、関西電力及び関西電力送配電のみならず、関西電力グループのコンプライアンスを改善していく上で、貴重な教訓を示している。
- ・配電部門、調達部門及び環境部門は、全社的なコスト削減の要請の下で配電部門の予算が大幅に削減され、PCBに関する規制対応に追われて保管場所の確保もままならぬ中、修理再使用方式を採用し、これを堅持するしかないと判断した。
- ・しかし、このような制約があったにせよ、それは社内論理に過ぎない。
関西電力は経済的利益(コスト削減)をコンプライアンスに優先させたと言わざるをえない。
- ・①いったん方針を決めてしまうと、無理な解釈を重ねても社内特有の正当化論理を構築し、法令、社会常識その他の世間のルールから乖離した行動に走る、②監督官庁等への報告についても、自らの正当化論理を基準として、報告の要否、報告内容を決定する、③過去の言動に羈束され、正しい方向へ軌道修正することができない、といった点は、過去の不祥事でも見られた、関西電力グループにおける特徴的な組織行動様式であり、組織に属する個々人の行動様式でもある。
- ・関西電力グループでは、過去の不祥事を契機として再発防止策に取り組んでおり、改善等の施策を着実に実施してきたわけであるが、それはまだまだ途上にあるに過ぎない。
- ・本事案が内部通報によって発覚したという点は、関西電力グループにおいて組織風土改革が着実に進展していることを示していると考えられるが、その一方で、過去の不祥事と同様の課題が浮かび上がっており、一部の従業員の間に正当化論理に固執する傾向が見られることは、関西電力グループが取り組まなければならない意識改革・組織風土改革が未だ途半ばであることを端的に示している。
- ・関西電力グループにおいては、本事案を過去の出来事として捉えるのではなく、これまでの再発防止策をもってしても、未だ関西電力グループの組織風土の改革は十分ではないという自覚をもって、更なる再発防止に取り組むことが望まれる。
- ・組織風土の改革は、一日にしてなるものではなく、長い年数を要するものであることを肝に銘じるべきである。
- ・多言は不要である。再発防止策を地道に実践していくこと、関西電力グループが不正を根絶するために行うべきはこれに尽きる。

- PCBについては、過去、その毒性が社会問題となり、製造が中止され、国や自治体、事業者が一体となって早期処理を実現するべく取り組んでいるさなか、このような事案を発生させたことを真摯に受け止め、PCBを含有する機器の厳格な管理および廃棄物の適切な処理をはじめとする環境法令の遵守をより一層徹底していく。
- 加えて、本件が起こったメカニズムを支えた行動原理や組織風土を是正すべく、コンプライアンスの取組みに終わりはないという認識を改めて持ち、再発防止にグループを挙げて全力を尽くす。

1	法令遵守を第一とする企業理念の徹底		
	教育・研修等の充実	組織風土を踏まえた効果的・継続的なコンプライアンス研修の検討	継続・強化
2	都合のよい正当化論理（便法）を許容しない仕組み（2線・3線の関与強化）		
	法令改正に機動的に反映できる仕組みづくり	グループワイドでのAIを活用した法令チェック・業務運営サポート基盤の構築	継続・強化
	環境規制に関する2・3線の関与強化	部門横断でのPCB管理強化（昨年10月に各部門の役員クラスによる社内会議体を設置）	継続・強化
環境法令遵守に関する仕組みの整備状況に加え、運用状況を確認		継続・強化	
3	正しい行政説明・開示のための意識改革・仕組み		
	透明性のある業務運営基盤の整備	コンプライアンスを遵守するためのトレーサビリティの確保（社内規程における証拠の保全義務化）	新規
4	内部通報の活性化		
	内部通報にあたっての心理的安全性の確保	内部通報を歓迎する経営層メッセージの発信	継続・強化
		グループワイドでの内部通報啓発活動の展開、メルマガ・ポスター等での啓発活動を継続	継続・強化
リエンシー制度のさらなる啓発		継続・強化	

役員の報酬減額等について

白銀 隆之（関西電力送配電株式会社代表取締役社長）

月額報酬の30% 1ヶ月

※ 一部退任役員等については、上記に準じた対応をあわせて行います。

以 上